相続・贈与・事業承継が専門です。

資産税NEWS

THE PROPERTY NEWS
FROM KYOTO CERTIFIED TAX ACCOUNTANT COMPANY

平成28年7月1日
7
No. 124

今月のQ&A

相続財産を公益法人などに寄附した場合、相続税はかからないのでしょうか。

2つの事業を行っています。
どちらの業種を用いて株価を評価すればいいですか？

京都税理士法人
KYOTO CERTIFIED TAX ACCOUNTANT COMPANY

今月のお知らせ

確定申告・相続・遺言・生前贈与　等

無料個別相談会のご案内

参加費無料

平成28年7月19日

京都税理士法人財産管理部では、この度「無料個別相談会」を開催いたします。
身近な税金（確定申告、相続、遺言、生前贈与、不動産賃貸経営、その他税金に関するご相談）について是非この機会にお気軽にご相談下さい。

日　時

平成28年7月19日(火) 10:00-17:00

※事前予約制です。
※上記日程以外をご希望の方も別日程にて個別対応させて頂きます。お気軽にお問合せ下さい。
※ご相談は初回に限り無料です。
※効率よく相談を受けていただく為、相談内容に関する資料などがございましたらご持参下さい。

時間割

下記時間帯にて**予約制**で実施致します。
※**ご希望の時間帯番号①-⑥**をお申込時にお伝え下さい。

7月19日(火)	
① 10：00–11：00	② 11：00–12：00
③ 13：00–14：00	④ 14：00–15：00
⑤ 15：00–16：00	⑥ 16：00–17：00

場　所

京都税理士法人　京都本社

京都市南区吉祥院九条町30番地1　江後経営ビル

【アクセス】
■ JR西大路駅から徒歩5分
■ 市バス202系統で西大路九条下車すぐ

<お申し込み・お問合せ先>
京都税理士法人 京都本社　財産管理部
受付：杉本
☎075-693-6363
<お電話受付時間>9:00-17:00（土日祝除く）

今月のクイズ

真ん中の□に漢字を入れて、二字熟語を４つ作ってみましょう！
ただし熟語は矢印の方向に読みます。

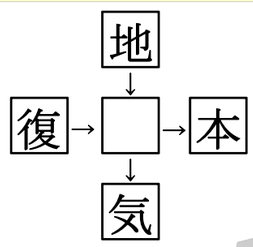

（①地→□　②復→□
③□→本　④□→気　の4つの二字熟語が出来ます。）

※　正解は次号資産税NEWSにて発表いたします。

※　**前号（No.123 平成28年6月号）の解答は【空】でした。**

■■■■■■　お問い合わせ　■■■■■■

京都税理士法人
KYOTO CERTIFIED TAX ACCOUNTANT COMPANY
〒601-8328京都市南区吉祥院九条町３０番地１ 江後経営ビル
TEL：075-693-6363 FAX：075-693-6565 URL：http://www.ego-kcc.com

01 今月のトピックス

Q 相続財産を公益法人などに寄附した場合、相続税はかからないのでしょうか。

A 相続等によって取得した財産を寄附した場合 寄附した相続財産は非課税となります。

相続人が相続財産を相続等で取得した場合は相続税が発生します。

しかし、相続等によって取得した財産を国や地方公共団体等に寄附した場合は、その寄附をした財産は相続税の対象としない特例があります。

適用要件は以下となります。
① 寄附した財産は相続や遺贈により取得した財産であること。
② 相続財産を相続税の申告期限までに寄附していること。
③ 寄附した先が国、地方公共団体又は特定の公益法人等であること。
④ 寄附を受けた公益法人等が、寄附を受けた日から2年を経過した日において、その財産を公益を目的とした事業の用に使用していること。

特例を受けるためには、相続や遺贈により取得した財産を寄附する必要があります。

例えば被相続人の相続財産が土地1億円のみであった場合、相続人の手元現金1億円を寄附したとしても、相続財産を寄附したことにはならないため特例の対象とはなりません。

特例の適用を受けるためには相続税の申告書に寄附又は支出した財産の明細書や一定の証明書類を添付することが必要となります。

相続税の申告期限は10ヶ月でありますが、証明書の入手までに1ヶ月程度要することがありますので、相続財産を寄附したけど証明書が入手できないことにより相続税の特例を受けられないことがあります。

相続財産を寄附する場合は余裕をもって行う必要があります。

税理士　江後慎太郎

02 連載！事業承継のススメ

Q 2つの事業を行っています。どちらの業種を用いて株価を評価すればいいですか？

A 主たる業種によって評価を行います。

自社株式の評価方式の一つとして類似業種批准価額方式があります。
これは国税庁が公表している自社と業種の類似する会社の【配当・利益・純資産】を自社と比較して株価を評価する方法です。
その為にまず自社の業種を確認する必要があります。
では2つ以上の業種を兼業していたらどちらの業種を用いるのでしょうか？

例で考えてみましょう。
不動産販売業を営む会社を15年間経営しており5年前から不動産賃貸業もスタートしました。数年前から主力の売上であった不動産販売の業績が下がってきた為、最近では不動産賃貸業が売上の主力となっています。　このケースではどちらの業種目で株価評価を行うべきでしょうか？
正解は　・　・　・　「不動産賃貸業」となります。

複数の業種を兼業している企業の株価評価を行う場合にはその中での主たる業種を判定基準とします。主たる業種とは各業種の売上高割合（直前期末の1年間の売上高）で判定します。

業種目によっての類似業種の株価・配当・利益・純資産を見てみましょう。

	株価	利益	配当	純資産
不動産取引業	258円	2.5円	25円	165円
不動産賃貸業	392円	4.2円	20円	156円

※平成27年平均データを国税庁HPより抜粋しています。

類似業種のデータを見てみますと各金額には大きな差があります。

自社株を評価するうえで業種目の判定を誤ると評価額には大きな差がでる事になります。

自社がどの業種で判定されるかを確認しておく事が重要となります。

主任　牧本